

高山市新型コロナウイルス対策温泉利用宿泊施設支援事業補助金

申請マニュアル

新型コロナウイルス感染症の拡大により、国内外からの観光客が激減し、宿泊業を取り巻く業況が悪化しており、温泉を利用する宿泊施設においては、鉱泉源の利用にかかる経費の支払いが困難となる事案が生じています。

こうした状況を踏まえ、奥飛騨温泉郷や飛騨高山温泉など、魅力的な温泉地を守り続けるため、売上が減少している市内の温泉利用宿泊施設の鉱泉源の利用にかかる費用の一部を補助します。

1 補助対象となる方

次の3つの要件のいずれにも該当する方です。

(1) 市内で温泉を利用する宿泊施設を営む事業者（個人事業者含む）

当該宿泊施設を市内で営んでいれば、事業者の住所は市外であっても構いません。

(2) これまでにこの事業により補助金を受けていない方

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月から8月までのいずれかの月の売上高が前年同期比で20%以上減少している方

業歴が1年1ヶ月未満の方については、次に掲げる4つの要件のいずれかに該当する場合に対象となります。特定月：令和2年3月から8月までのいずれかの月

①特定月の売上高が、特定月の前月の売上高と比較し20%以上減少している

②特定月の売上高が、特定月を含む前3ヶ月の平均売上高と比較し20%以上減少している

③特定月の売上高が、令和元年12月の売上高と比較し20%以上減少している。

④特定月の売上高が、令和元年10月から12月までの3か月間の平均売上高と比較し20%以上減少している

【対象外となる施設】

- ・市の指定管理施設
- ・日帰り温泉施設

2 補助額

令和2年4月から9月の6か月間に要した鉱泉源の利用にかかる経費の3分の1の額を補助します。 ⇒ 6か月分の経費 × 1/3

(1) 補助限度額

1 宿泊施設あたり 上限400千円

※千円未満は切り捨てます。

※1つの事業者が複数の温泉利用宿泊施設を営む場合については、施設それぞれに負担している補助対象経費があれば、施設ごとに上限400千円とします。

※1つの温泉利用宿泊施設が複数の組合等に参加している場合や、複数の源泉を単独で所有している場合、もしくは組合加入と源泉単独所有の両方がある場合は、それぞれに負担している補助対象経費があれば、その合算で上限400千円とします。

(2) 補助対象経費

補助対象経費		
利用料を支払っている場合	利用料	定額のもの
		従量料金など利用した分にかかるもの
自家源泉を単独で持っている場合	(1) 電気料	温泉汲み上げポンプの電気料
	(2) メンテナンス代	配管の清掃、修繕代
		井戸の清掃、修繕代
		ポンプの点検、清掃、修繕代
	(3) 備品更新代	ポンプ購入、設置代
		引湯管購入、設置代
		揚湯管購入、設置代
(4) 使用料	道路占用料、法定外公共物使用料 等	
その他	その他、特に市長が認める費用	

※宿泊施設の温泉浴場とは異なる用途（自宅の風呂や暖房、農水産物の養殖や栽培、土産品の製造など）に利用している鉱泉源利用料等は対象となりません。ただし、主たる用途が宿泊施設の温泉浴場であり分けることが不可能な場合はその限りではありません。

(3) 補助額の算定方法

令和2年4月から9月に要した（支払予定の）6か月間の補助対象経費の総額 × 1 / 3

※上限400千円、千円未満は切り捨て

※月額が確認できない場合においては、1年を12か月、1か月を30日として月額に換算した額で算定するものとする。

※温泉の汲み上げポンプのみの電気料が不明な場合は、温泉の汲み上げポンプの1時間あたりの動力（kW）と、契約している電力会社が定める電気料金単価などから積算した額で算定するものとする。

【例】中部電力ミライズ(株)の場合

基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額とします。

※申請される事業者の方が消費税の課税対象となっている場合、高山市補助金交付規則第4条第3項の規定に基づき消費税額を減額した額を補助額とします。

3 補助金の申請方法（詳細は5～6ページ）

(1) 交付申請書（別記様式第1号）、補助金請求書（別記様式第3号…日付と請求額は空欄にしてください）と必要書類を市へ提出する

（必要書類）

- ① 宿泊施設の令和2年3月から8月までのいずれかの月の売上高が、前年同期比で20%以上減少等していることがわかる書類
- ② 岐阜県の旅館営業許可書
- ③ 岐阜県の温泉利用許可書
- ④ 補助対象経費（鉱泉源の利用に係る費用）の直近（令和2年4月分以降）の支払い額が確認できる書類の写し及び令和2年4月から9月の6か月間にかかる経費の支払予定額が確認できる書類

(2) 市が補助金交付決定を行い、補助金を交付する

(3) 令和2年4月から9月の補助対象経費の支払いが完了したら、支払ったことがわかる領収書などの書類を添付して実績報告書を市へ速やかに提出する

(4) 補助対象経費が補助金額を下回った場合、または上回った場合は補助金の精算を行う

4 お問い合わせ先・提出先

(1) お問い合わせ先

- ①高山市商工観光部観光課
電話：0577-35-3145（平日8:30～17:15）
- ②高山市上宝支所基盤産業課
電話：0578-86-2111（平日8:30～17:15）
- ③新型コロナウイルス総合窓口
電話：0577-36-0024
（9:00～19:00 当面の間、土・日・祝日も開設します）

(2) 提出先

①郵送の場合

申請書類を次の宛先まで郵送により提出いただけます。

《宛先》

〒506-8555 岐阜県高山市花岡町2-18
高山市役所 観光課 新型コロナ対策温泉利用宿泊施設補助金受付係 宛

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

②窓口の場合

申請書類を次の窓口に提出してください。

- ア 高山市役所観光課窓口
平日8:30～17:15
- イ 新型コロナウイルス総合窓口
9:00～19:00
（当面の間、土・日・祝日についても開設します）
- ウ 奥飛騨温泉郷地域について
受付予定日時及び会場について別途ご案内いたします
（奥飛騨総合文化センターでの実施を予定しています）

補助金の申請方法について

- 1 交付申請書（別記様式第1号）、補助金請求書（別記様式第3号…日付と請求額欄は空欄にしてください）に次の書類をすべて添付して市へ提出してください

《必要書類》

① 宿泊施設の令和2年3月から8月までのいずれかの月の売上高が、前年同期比で20%以上減少等していることがわかる書類

令和2年3月から8月の間の1か月（以下「特定月」という）の売上高と前年の同じ月の売上高が確認できる売上台帳等の写し
※セーフティネット保証認定書の写しでもよいです。

業歴が1年1ヶ月未満の方については、次のいずれかの比較ができる書類をお願いします。

- ・特定月の売上高と特定月を含めた前3か月間の平均売上高との比較
- ・特定月の売上高と令和元年12月の売上高との比較
- ・特定月の売上高と令和元年10月から12月の3か月間の平均売上高との比較
- ・特定月の売上高と特定月の前月の売上高との比較

② 岐阜県の旅館営業許可書の写し

宿泊施設名や代表者等を変更している場合は、変更したことのわかる書類または保健所での再交付申請をお願いします。

③ 岐阜県の温泉利用許可書の写し

宿泊施設名や代表者等を変更している場合は、変更したことのわかる書類または保健所での再交付申請をお願いします。

④ 補助対象経費（鉱泉源の利用に係る費用）の直近（令和2年4月分以降）の支払い額が確認できる書類の写し及び令和2年4月から9月の6か月間にかかる経費の支払予定額が確認できる書類

④補助対象経費の確認資料

補助対象経費		申請時確認資料	
(1) 利用料	定額のもの	請求書、領収書、契約書、通帳等の写し	
	従量料金など利用した分にかかるもの		
(2) 電気料	温泉汲み上げポンプの電気料	ポンプのみの電気料がわかる場合	請求明細
		ポンプのみの電気料が不明な場合	・請求明細 ・ポンプのモーター（kWh）がわかる取扱説明書等 ※中部電力以外の場合は、2点に加えてポンプの電気料が計算できる資料
(3) メンテナンス代	配管の清掃、修繕代	請求書、領収書、見積書等の写し	
	井戸の清掃、修繕代		
	ポンプの点検、清掃、修繕代		
(4) 備品更新代	ポンプ購入、設置代	請求書、領収書、見積書等の写し	
	引湯管購入、設置代		
	揚湯管購入、設置代		
(5) 使用料	道路占用料、法定外公共物使用料 等	請求書、領収書、使用許可書の写し	

2 市が補助金交付決定を行い、補助金をお支払いします

3 補助対象経費の支払いが完了したら速やかに実績報告書を提出してください

さい

令和2年4月から9月分の補助対象経費の支払いが完了したら、支払ったことが確認できる領収書の写しや通帳の写し等を添付して市へ速やかに実績報告書を提出してください。

4 支払った額が補助額を下回った場合、または上回った場合は補助金の精算を行います